

提出書類について

※ 生計を維持している人が政令指定都市にお住まいの場合
政令指定都市以外の標準税率（税源移譲前）に基づいた

① 令和元年度（平成30年分）住民税（非）課税証明書 所得割額が記載された証明書をご用意ください。

- ・ 生計を維持している人（父母ともにいる場合は両方）の証明書を準備してください。
父母ともにいる場合は、無職無収入であっても必ず両方の証明書を準備してください。
- ・ 平成30年の所得に基づく令和元年度の市区町村民税の所得割額が分かる証明書が必要です。

<政令指定都市>
大阪市 名古屋市 堺市
京都市 横浜市 神戸市
北九州市 札幌市
川崎市 福岡市 広島市
仙台市 千葉市
さいたま市 静岡市
新潟市 浜松市 岡山市
相模原市 熊本市

【以下に該当の者は提出が不要です】

- ・ 社会的養護を必要とする人
 - ・ 要学生番号が519から始まる者で生計を維持している人のマイナンバーが「提出済」の者（注）
- （注）継続願入力時、表示される生計を維持している人の人物の変更が生じた場合は、変更後の生計を維持している人の住民税（非）課税証明書の提出が必要です。

② 自宅外通学に関する証明書

- ・ 「自宅外月額」の支給を受けている人は、学校から自宅外通学の認定を受ける必要があります。
 - ・ 必要な書類（※）について、事前に学校に確認してください。
- ※ 生計を維持している人（父母ともにいる場合は両方）の住民票及びあなたの住民票（または住所が確認できる公共料金の請求書）等。

適格認定とは

あなたが「給付奨学金継続願」を提出（入力）すると、学校は適格認定の3つの要素に基づいて、給付奨学金の継続の可否等を判断する「適格認定」を行います。

- (1) 人物について
生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、修学の目的及び将来の展望を持っており、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。
- (2) 学業について
修業年限で確実に卒業又は修了できる見込みがあること。
- (3) 経済状況について
修学を継続するために引き続き給付奨学金の支給が必要と認められること。

給付奨学金の適格認定の区分（適格基準と処置） ※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

| 認定区分 | 適格基準 | 給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等 | 4月以降の奨学金 |
|------|---|--|---|
| 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校処分により退学、除籍、1ヶ月以上の停学になった者 ・ 学業不振により卒業延期が確定した者 ・ 当年度の修得単位（科目）数が著しく少ない者 ・ 経済的理由で「停止」となっていた者のうち生計維持者の市区町村民税所得割が課税対象となった者 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給を取り止めます。（給付奨学生の資格を失います。） ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 ・ 学校処分による廃止のうち、退学、除籍、無期停学又は3ヶ月以上の停学による場合は、受給済みの給付奨学金の返還が必要です。 ・ 学業不振による廃止のうち、やむを得ない理由が認められない場合は、受給済みの給付奨学金の返還が必要です。 | 振込まれません。 |
| 停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月未満の停学その他の処分を受けた者 ・ 学業不振の程度は廃止相当であるが、やむを得ない理由があり成業の見込みがある者 ・ 生計維持者の市区町村民税所得割が、2年連続課税対象となった場合又は所得割額が20万円を超える場合 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給を停止します。（1年以内で学校長が定める期間） ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 ・ 停止事由（学業不振等）がなくなると認められた場合は、支給を再開することがあります。 | 日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の振込日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。 |
| 警告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 修得単位数が少ない者 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。 | 振込まれます。 |
| 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃止」、「停止」、「警告」以外の者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給を継続します。 | 令和2年4月分の振込日は、4月21日(火)です。 |

令和2年4月から実施される新しい給付奨学金制度の申込手続きをした給付奨学生は・・・

- ※ 新しい給付奨学金制度の要件に該当しない場合、引き続き現在受給している給付奨学金を受けることができます（「廃止」等の場合を除く。）が、「給付奨学金継続願」は必ず「継続を希望します」を選択し提出（入力）する必要があります。
- ※ 新しい給付奨学金制度に採用され切り替えが行われると、現在の給付奨学金は支給が終了し、新しい給付奨学金の振込みが始まります。

日本学生支援機構 給付奨学金

「給付奨学金継続願」の提出手続きについて

重要（入力）

はじめに

- ◆ 給付奨学金は、毎年1回、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要があります。これを「給付奨学金継続願」の提出（入力）手続きとします。
- ◆ 提出（入力）が確認できない場合は、令和2年4月から給付奨学金の振込みが止まり、給付奨学生の資格を失うことになります。必ず学校の定めた期間内に提出（入力）してください。
- ◆ 学校は、給付奨学生の学修状況や生活状況から、引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等を認定し、機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて給付奨学金の継続等にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定」といいます。
- ◆ 適格認定の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）や停止となります。状況によっては、受給済みの給付奨学金について返還が必要となる場合があります。（詳細は、4頁の表を参照）

来年度から実施される修学支援新制度に申込みをしている方または申込み予定の方も、採用になるとは限らないので、必ず提出（入力）してください。

手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）で「給付額通知」の内容を確認

「給付奨学金継続願」はスカラPSを経由して提出（入力）しますので、スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

◆ スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



(2) 「給付奨学金継続願」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、「入力準備用紙」（2～3頁）を作成してください。また、以下に該当する者は4頁「提出書類について」を参照し書類を用意してから、入力を開始してください。※ 社会的養護を必要とする人は、書類の用意は不要です。

- ・ 給付奨学生番号が617から始まる者
- ・ 給付奨学生番号が518から始まる者
- ・ 給付奨学生番号が519から始まる者（注）

（注）生計を維持している人のマイナンバーが「未提出」の場合・生計を維持している人の人物の変更が生じる場合のみ

- ・ 自宅外月額の支給を受けている人

「提出書類について(4頁)」の①が必要

「提出書類について(4頁)」の②が必要

(3) スカラPSより「給付奨学金継続願」を提出（入力）

※ インターネット環境がある端末を利用できない方は早めに学校に相談してください。

| | |
|----------|-----------------------|
| 提出（入力）開始 | 令和 元 年 12 月 13 日から（※） |
| 提出（入力）締切 | 令和 2 年 1 月 10 日まで（※） |
| 入力 時間 | 8 : 00 ~ 25 : 00 |

※ 土日祝日も提出（入力）できません。

令和元年12月28日から令和2年1月5日までの間は、年末年始のため提出（入力）できません。

○ 提出（入力）完了後は、学校の指示に従い、必要な書類を提出してください。

事前に学校に確認のうえ、日付を記入してください。



未提出者は廃止!! 「給付奨学金継続願」が未提出のまま提出（入力）期間が過ぎると、継続する意思がないと判断され、給付奨学生としての資格を失います。

